

# 令和7年度全国高等学校総合体育大会

## 安来市実行委員会協賛取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、安来市で開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 競技種目別大会プログラムへの協賛広告
- (2) 資金協賛
- (3) 物品の提供又は貸与による協賛
- (4) その他、会長が認めるもの

### (募集)

第3条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

- (1) 募集期間は、令和7年4月16日から令和7年5月30日までとする。

### (範囲)

第4条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受けられないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- (4) 協賛事業の内容が、法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける、又はそのおそれがある場合
- (6) その他市実行委員会が不適当と認める企業等の場合

### (申込方法)

第5条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (2) 市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛金受領証明書（様式第2号）を、協賛物品を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛物品等受領証明書（様式第3号）を協賛者へ発行する。

### (区分)

第6条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、本市開催の

競技種目別大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市実行委員会は第5条の申込書の提出を受けた場合は、速やかに広告掲載の可否を決定する。

- 2 市実行委員会は、前項の可否を決定したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告掲載決定通知書(様式第4号)または令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は別表のとおりとする。

- 2 第7条の規定により広告掲載決定通知書を受けたもの(以下、「広告主」という。)は、広告掲載料を市実行委員会が指定する期限までに一括前納するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- 3 協賛金は、振込払いとする。
- 4 市実行委員会が必要と認める広告は、別表の協賛金額に依らず、無料で広告を掲載することが出来る。

(掲載内容の変更)

第9条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第4条に定める掲載の範囲に抵触し、またはそのおそれがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることが出来る。

- 2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告内容等変更申請書(様式第6号)(以下「変更申請書」という。)を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することが出来る。また、変更申請書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。
- 3 第7条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書(様式第7号)を会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書(様式第8号)により、当該申請者に通知する。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(掲載決定の取消)

第11条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書(様式第9号)により第7条に規定する決定を取り消すことが出来る。

- (1) 市実行委員会が指定する期限までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 市実行委員会が指定する期限までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第9条における掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

なお、(2)又は(3)の理由により取り消された場合において、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第13条 納付された協賛金、広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

(協賛金または協賛物品等への謝意)

第14条 市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、安来市実行委員会が解散する日にその効力を失う。

## 別表

### 競技種目別プログラム協賛広告掲載料

対象	広告サイズ (A4判)	印刷色	協賛金額
フェンシング競技	1ページ	カラー	10万円以上
	1/2ページ		5万円以上
	1/4ページ		2万5千円以上
	1ページ	モノクロ	4万円以上
	1/2ページ		2万円以上
	1/4ページ		1万円以上
	1/8ページ		5千円以上
	企業・団体名等	モノクロ	5千円

※ 物品の提供又は貸与による協賛については、販売・貸与価格、数量等を参考に金額を積算するものとし、金銭の積算が困難である協賛については、別途協議するものとする。

※ 25万円以上の協賛金あるいは25万円相当の物品の提供又は貸与による協賛については、「大会支援呼称権」を次の使用ルールに基づいて使用することができる。

#### 【使用ルール】

①大会を包括的にサポートしているという表現は認められない。

②次のa～cの表現は可とする。

a. 「〇〇（企業・団体名等）は 開け未来の扉 中国総体 2025 安来市開催フェンシング競技大会の協力企業（団体）です」

b. 「〇〇（企業・団体名等）は 開け未来の扉 中国総体 2025 フェンシング競技大会を応援します」

c. 「(シンボルマーク)」 + 「フェンシング競技大会、ご出場おめでとうございます」

③その他、上記以外に使用したい表現がある場合は、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協議するので、予め市実行委員会にお問い合わせください。